

男女共同参画審議会（9月6日開催）における審議会委員の意見に対する照会内容及び回答様式

資料1

| No | 該当ページ | 該当する部分                               | 審議会委員の意見  | 審議会委員意見に対する現在の取組状況  | 新たな男女共同参画基本計画(案)への追加記載                  |  |
|----|-------|--------------------------------------|---|---|---|--|
|    |       |                                      |   |   | 可:(案文は次のとおり)                            | 否:(理由)   |
| 1  | 5     | 基本目標Ⅰあらゆる分野の意思決定に男女が共に参画する。          | 基本目標Ⅰの推進指標が、「審議会などの委員に占める女性の割合」だけでは、不十分である。計画の実効性を高める推進指標を定めるべきである。「埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン」で県立学校教職員等の女性管理職の数値目標を定めているならば、男女共同参画基本計画の推進指標としない理由はない。よって、県職員の女性管理職の数値目標を男女共同参画基本計画の推進指標とすべきである。また、「女性の校長・教頭への積極的登用」(P7)とあるが、女子の生徒や学生の「ロールモデル」として、女性の校長・教頭が当たり前となることは重要である。 | -   | -                                       | 否:新たな男女共同参画基本計画は、推進指標を絞りこんでいることから、広く県民に関わるものを優先して推進指標とすることが望ましいと考えている。 |
| 2  | 19    | 推進項目②保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実      | 長瀬町のような町は、単独で病児保育を整備することが困難である。病児保育について小規模自治体に対する県の支援策はないのか。  | 平成28年2月現在、36市町の71か所で病児保育が実施されている。病児保育は、市町村において地域のニーズを把握し計画を定め、整備を進めている。県は、市町村の計画を踏まえ、平成31年度までに44の市町で病児・病後児保育を提供することとし、年間の受入枠を平成25年度の30,750人から42,786人に拡大することを目標としている。県では目標の実現に向け、病児保育を整備する市町村に整備費や運営費を補助している。なお、整備予定のない19の市町村では、近隣市町の病児保育の利用や、ファミリー・サポート・センターの病児預かりなどで対応することとしている。 | -                                       | ②保育所などにおける多様な保育サービスや保育内容の充実において、掲載済み。                                  |
| 3  |       |                                      | 病児保育の充実も大切だが、子どもが病気の時に、両親が休暇を取得できるような職場環境づくりも必要である。   | 仕事と育児等の両立を支援するため、子育て支援等を積極的に行ない働きやすい職場環境づくりを行っている企業を多様な働き方実践企業に認定している。認定項目の一つに「法定義務を上回る子の看護休暇」を設け、その普及を促している。   | -                                       | 施策の基本的な方向(1)働きやすい環境の整備において、掲載済み。                                       |
| 4  | 19    | 施策の基本的な方向(2)子育ての社会的支援                | 子育て中の女性の再就職活動や再就職時の保育所利用について、相談者に応じたきめ細かい支援の提供と広く分かりやすい県民への広報をお願いしたい。   | 保育所入所の申込や相談は市町村が窓口となっており、住民向けの情報提供は市町村ごとに実施している。県では、子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて保育所などの施設や子育て支援事業などを利用できるように情報提供などを行う、利用者支援事業を実施する市町村に対し、運営費や開設準備経費を補助している。  | 可:⑧情報提供や相談体制の充実<br>オ 市町村が実施する利用者支援事業の充実 | -  |
| 5  |       |                                      | 女性キャリアセンターでは、面談相談でのお子様同伴スペースの設置やセミナー等での託児サービスの提供などを行っている。また、登録者向けに、ベビーシッター利用時の特典を用意しており、HP等で広報を行っている。   | -   | 施策の基本的な方向(2)女性の就業・起業支援において、掲載済み。        |  |
| 6  | 22    | 施策の基本的な方向(1)高齢者が生き生きと活躍し、安心して生活できる支援 | いきいきと活躍する高齢者だけでなく、病弱な方や元気がない方を対象とした推進項目の記載が不十分である。  | 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスを利用できる市町村数 : 35市町村(平成27年度末現在)   | 可:⑦介護予防の推進<br>⑧地域生活を支援する体制の整備           | -  |

男女共同参画審議会（9月6日開催）における審議会委員の意見に対する照会内容及び回答様式

資料1

| No | 該当ページ | 該当する部分                        | 審議会委員の意見                            | 審議会委員意見に対する現在の取組状況 | 新たな男女共同参画基本計画(案)への追加記載                                  |        |
|----|-------|-------------------------------|-------------------------------------|--------------------|---|--------|
|    |       |                               |                                     |                    | 可:(案文は次のとおり)  | 否:(理由) |
| 7  | 41    | 推進項目④イ 子供の家庭内暴力など非行防止及び立ち直り支援 | 子供の家庭内暴力は、「非行」なのか、表現について検討が必要ではないか。 | —                  | 可:④被害者などへの支援や情報提供<br>イ 子供の家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者と子供の支援 | —      |